

令和5年1月31日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

大阪府中央区長
担当：総務課（総合企画）
平良・久保田
電話：06・6267・9683

「2022年度大阪市24区キャラバン行動要望書」について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和4年11月18日にいただきました「2022年度大阪市24区キャラバン行動要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市及び中央区政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1 .
項目	全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げよう区として必要な意見具申等を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市は、一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を8,094円となっております。</p> <p>本市は、低所得者の保険料軽減として、保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」を実施するとともに、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>今後、介護保険料はさらなる高齢化の進展による給付費の増加や介護報酬改定などの影響により保険料上昇が見込まれ、介護保険制度の持続可能性を確保するために、国の社会保障審議会において低所得者の保険料上昇抑制について議論されているところです。</p> <p>中央区においては、本市が国に対して要望している介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げにつき、その動向を注視しつつ、区で被保険者から直接聞いている状況を会議等を活用し福祉局とも情報共有を図ってまいります。</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課（介護保険）電話：06-6267-9859

番号	1 .
項目	<p>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、<u>相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>令和6年度から8年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険料の検討にあたっては、現在、無作為抽出した高齢者等を対象に、高齢者等のニーズを的確に把握するため高齢者実態調査を行っているところであり、今後、有識者等が参画する大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、集計結果をもとに計画策定に向けた議論を行う予定です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理) 電話：06-6208-8028

番号	1 .
項目	<p><u>介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。</u>また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険料に関する相談は、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、保険料段階の説明や軽減の制度についてのご案内を行っているところです。</p> <p>中央区では、窓口および電話（FAX 等を含む）で被保険者の利便性を考慮し、減免等の勸奨文書を送付し、可能性がある対象者の方々に申請いただいたうえで、法的に調査可能な資料の確認に努めています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課（介護保険）電話：06-6267-9859

番号	1 .
項目	<p>介護保険料納付困難者（滞納者・未納者）については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。</p>
<p>（回答）</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。</p> <p>介護保険料については、介護保険法第 144 条により、「地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定されています。</p> <p>本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細やかに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。</p> <p>なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1 .
項目	<p>介護保険料滞納者に対する制裁措置（給付減額、償還払い化等）は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。</p>
<p>（回答）</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、負担の公平性の観点からも必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、今後とも、滞納保険料の圧縮・解消に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059</p>

番号	1 .
項目	<p>低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット(ハートページ)に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着目するとともに、減免制度の説明ビラを各区窓口を設置し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。</p> <p>また、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。</p> <p>なお、収入要件の基準額については、国制度の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の収入要件を参考に、他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付) 電話：06-6208-8059</p>

番号	1 .
項目	<p>要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、事務処理の効率化のため、従前まで区役所で行っていた要介護・要支援認定業務の一部の業務について集約的に事務管理を行うとともに、民間委託事業者へ委託して民間事業者のノウハウを活用することにより効率的・効果的な事務が行えるよう「認定事務センター」を設置しております。</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、特別な理由がある場合を除き当該申請を受理してから30日以内に行わなければならない旨、介護保険法に定められているところであり、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えており、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働および区役所との連携（電話連絡）など、迅速な要介護認定の実施に努めております。</p> <p>中央区においては、上記認定事務センターに一元化されておりますので、区役所窓口等で案内（概略説明）する際に返信用封筒の活用等（電話番号案内）により、事前準備および進捗状況等を案内し、迅速化を図っております。</p> <p>また、申請代行を行った居宅介護支援事業所等からのお問合せに対して、認定事務センターと連携（電話連絡）し、区として丁寧な対応を行っており、今後も適切な対応に努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課（介護保険）電話：06-6267-9859

番号	1 .
項目	<p>虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当するなどの対応を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。</p> <p>複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課(地域包括ケア) 電話:06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理) 電話:06-6208-8028</p> <p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7951</p>

番号	1 .
項目	<p>要支援者のホームヘルプサービス（訪問型サービス）は、「生活援助型」となること によって大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮やサービス拒否など の事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包 括支援センターと連携して改善をはかること。</p>
<p>（回答）</p> <p>本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケ アマネジメントを行う際に介護予防型訪問サービスの利用が必要かどうかを客観的に判断 するための指標を設けています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しない場 合であっても、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センタ ーが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サ ービスを利用していただいています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア）電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p>

番号	2 . . . 、
項目	<p>大阪の死者数の多さは、医療機関側の課題というより、感染者を増やさない対策、つまり行政の責任が大きい。2010年の「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」には感染症危機管理に関わる体制の強化として「感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材育成」の必要性を説き「感染症対策に関わる人員体制や予算の充実なくして、抜本的な改善は実現不可能」と指摘している。新型コロナウイルス感染症対策の強化も含めた緊急時に対する医療供給体制の強化として、保健センターを活用した発熱・検査センター設置を検討すること。</p> <p>感染拡大の一番多い大阪市の対策の遅れは明らかであり、上記を進めるためにも、また保健所業務の逼迫をはじめ、感染者や医療機関への各種支援制度の対応の遅れを解消するために、大阪市に対して医療と公衆衛生分野への人員体制と予算の充実を求めること。</p> <p>当面、区保健センターが公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症における保健所体制については、この間、段階的に拡充強化しており、第7波に対しては、1日1万人の陽性者にも対応できる体制を予め整備してきたところです。</p> <p>医療体制につきましては、十三市民病院を新型コロナウイルスの専門病院として運用するとともに、大阪府と連携し、病床確保に取り組むほか、自宅療養者に対しては、医師によるオンライン診療・往診が受けられる体制を整えてまいりました。</p> <p>第8波での対策につきましては、インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、発熱患者からの保健所へのお問い合わせの増に対応するため、コールセンターの回線数を現在の388回線から608回線に臨時増設し、高齢者をはじめとした重症化リスクのある方には発熱外来をご案内するほか、軽症者には検査キットの無償配布のご案内や、必要に応じて、24時間対応のオンライン診療の紹介、往診の調整などについて、丁寧な対応に努めております。</p> <p>また、診療・検査体制につきましては、休日や年末年始に発熱された方の受診機会を確保するため、既設の診療検査医療機関に加え、市立総合医療センター、十三市民病院、大阪公立大学附属病院をはじめ、市内20病院の協力により、休日等の臨時発熱外来を新たに13か所で開設したところです(令和4年12月9日現在)。</p> <p>保健福祉センターにつきましては、今年度から、平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する「健康危機管理担当保健師」を、各区に増員配置しております。</p>
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p>

番号	2 .
項目	<p>2017 年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市として公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市内に求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成 29 年 4 月 1 日に発足しました。</p> <p>同研究所はこれまでと同様大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するということはもとより、西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、健康危機に関わる情報収集・発信機能の充実、疫学調査への積極的な助言・支援等、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性を確保する体制の強化などの機能強化を図ることとしており、必要な予算について措置を行っています。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-7367

番号	3 .
項目	<p>全国一高い大阪府統一保険料に合わせると大阪市国保料は大幅値上げとなり、収納率低下が予想される。区民の現状から区として 2024 年度国保統一延期の意見を大阪市にあげること。</p>
<p>(回答)</p> <p>都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても府の方針に沿った対応を行っており、具体的には、府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしています。</p> <p>いただいたご意見については、本市の制度所管である福祉局へお伝えします。</p>	
担当	中央区役所 窓口サービス課(管理) 電話：06-6267-9945

番号	3 .
項目	<p>コロナ傷病手当金については、被用者だけでなく自営業者・フリーランスにも適用できるものとし、また、コロナ以外の病気にも対応できるよう拡大すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっており、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により実施されています。</p> <p>本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付) 電話：06-6208-7967</p>

番号	3 .
項目	<p>コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>これによってもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っております。</p> <p>また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っております。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納) 電話：06-6208-9872</p>

番号	4 .
項目	<p>特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等を活用し実施しています。集団健診においては、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日開催等、健診機会の確保に努めています。</p> <p>健診項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時(随時)血糖及びHbA1cの両検査を実施しています。平成25年度からは、腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸検査)を実施しています。</p> <p>医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診(貧血検査・心電図検査・眼底検査)については、無料で実施しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業) 電話：06-6208-9876

番号	4 .)
項目	<p><u>特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド(パンフレット)、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診の方に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成30年度から、特定健診基本項目を充足する1日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>さらに、令和2年度からは、不定期の受診者等に対し、AIを用いた効果的なグループ分け(性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用)を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを作成し受診勧奨を行っています。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業) 電話：06-6208-9876</p>

番号	4 .)
項目	<p>特定健診・<u>がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診の個別受診勧奨を行っています。 ・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を行っています。 <p>また、近年未受診者（過去にがん検診の受診歴があるが、近年受診歴のない市民）に対する個別受診勧奨や50歳の市民に対する胃がん検診及び前立腺がん検診の個別受診勧奨も実施しております。</p> <p>今後も関係各所と連携し、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	4 .
項目	<p>生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>また、生活保護主管担当課においては、40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配布を行い周知しています。</p> <p>引き続き健康局及び福祉局で連携し、対象となる方への周知が行き届くよう様々な機会を捉えた制度周知を行うとともに、未受診者への積極的な受診勧奨に取り組み、受診率向上に努めてまいります。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021</p>

番号	5 .
項目	単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと。
	<p>(回答)</p> <p>大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5 .
項目	<p>女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。またDVから逃げてきた赤ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などという発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮し、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5 .
項目	<p>受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談・申請に来られた方からは今の生活状況をお聞きし、聞き取った情報については記録を作成し、内容については速やかに保健福祉センター内で共有を図っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5 .
項目	殆ど意味のない「扶養照会」を行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5 .
項目	区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	6 .
項目	<u>小学校体育館に冷暖房設備及び様式トイレの設置をすること。</u>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年度から大阪市立中学校の体育館への空調機の設置工事に着手しており、今年度に全127校への設置を完了する予定です。</p> <p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等のいわゆる災害弱者をはじめとする避難者の二次被害が想定され、避難所での二次被害を防止するセーフティネットの観点から、避難所生活の環境確保を図るために設置したものです。</p> <p>また、猛暑時の暑さ対策の面に加えて、平時の教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、夏場の部活動等実施時にも空調機を活用しているところです。</p> <p>避難が長期化した場合には避難所を中学校へ集約いたしますが、集約前の避難所である小学校での避難においては、空調機が設置されている普通教室や特別教室の活用、そして可動式の冷風機の調達・設置などの対応も可能であると考えており、平時も含めた効果としては、全小学校体育館への空調機設置は中学校体育館よりも小さいことから、現在のところ、小学校体育館の空調機につきましては、防災対策の観点からは設置する予定はございません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7379

番号	6 .
項目	<p>地震だけでなく台風などによっても、ライフラインの停止により<u>生活弱者である障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられる</u>。例えば断水で給水車が来てもそこまで取りに行けない、エレベーターが止まってしまうと階段では動けない、避難所に行くこともできないため生活困難に陥る。また低所得者はストックがないため食糧支援がなければ生きていくことができないなど<u>災害時には特段の支援策が必要となる</u>。また24区ごとに状況が違う(市営住宅が多い、タワーマンションが多い、海沿いである、運河沿いである等々)ことから、24区ごとの具体策についてお答えいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>発災時には、要支援者の生命または身体を保護するために必要と認められるときは、避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿情報を提供し、その支援に繋げていくことになっています。</p> <p>その避難行動要支援者については、高齢者や障がいのある方など必要とする支援が移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまであるため、地域と連携し、要支援者ごとの個別避難計画作成に向けて取組を進めているところです。</p> <p>(下線部につき回答)</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課(保健福祉) 担当 電話：06-6267-9857

番号	6.
項目	高層住宅での災害時の対応マニュアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、一部の区において、防災の専門家の助言に基づき、マンション防災の出前講座やマンションでの安否確認訓練などを実施しております。また、既存マンションにおける防災力向上のための取り組みを支援するため、都市整備局において「既存マンション向け 防災力向上アクションプラン 策定マニュアル」を作成し、ホームページにおいて周知するとともに、冊子の配布も行っています。</p> <p>危機管理室としましても、マンション防災を推進するために、このような事例内容を全区に共有しております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380

番号	6.
項目	避難所で感染が広がらないように感染予防策を具体化すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営する際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 減災対策担当 電話：06-6208-7380

番号	6 .
項目	<p>水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成 23 年度から、津波からの避難を優先した取り組みのひとつとして、上町台地以西の 10 区（此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区）において、津波避難施設（津波避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>また、平成 25 年 8 月 8 日に大阪府より公表された「南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定」によって、新たに津波浸水のおそれがあるとされた 7 区（北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）につきましても、上町台地以西の 10 区と同様に津波避難施設（津波避難ビル）の確保に努めております。</p> <p>さらには、津波浸水想定はないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の 5 区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）においても、平成 27 年度より津波避難施設（水害時避難ビル）の確保を進めております。</p> <p>なお、津波避難施設については、公共施設だけではなく、民間施設に対しても協力を働き掛け、確保に努めております。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384</p>

番号	7 . 中央区独自項目
項目	<p>旧東区の地域に図書館を設置してください。近隣の図書館に行くにはいずれも距離がある。図書館は「子ども食堂」と共に、子どものみならず、大人も含めた居場所づくりや地域のコミュニティの役割も担え、中央区の特徴でもあるマンション住民の増大に対応できるものとして必要と考えます。</p>
<p>(回答)</p> <p>市立図書館につきましては、1区1館の図書館計画構想のもと、各区に順次建設を進め、既に全区で24館設置されております。新たな図書館を建設することは、厳しい財政事情等からみましても、難しいというのが現状です。</p> <p>お近くに大阪市立図書館がない地域には、自動車文庫「まちかど号」が市内105か所のステーションを月1回巡回し貸出等を行っております。旧東区の地域には図書館から距離のある法円坂の大阪市文化財協会難波宮調査事務所（大阪市中央区法円坂1丁目6・4・1）にステーションを設置しております。巡回日は限られておりますが、地域図書館と同様、大阪市立図書館の蔵書約430万冊からの取り寄せもご利用いただけます。</p> <p>今後とも市立図書館の蔵書の充実とともに、中央図書館を基幹とする全市立図書館のオンラインネットワークを活用した効果的・効率的な運用、ウェブ上での電子図書館機能の充実に努め、サービスの一層の向上に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会 中央図書館 地域サービス担当 電話：06-6539-3320

番号	7 . 中央区独自項目
項目	中央区にある市営住宅（上町住宅）の空室が目立ちます。住宅に困っている人が沢山いるので、入居させてほしい。また、空室になって新しく入居するまでの期間の基準が決められているのかお聞かせください。
<p>（回答）</p> <p>上町住宅1・2号館につきましては、令和4年11月1日時点で、管理戸数222戸のうち、入居募集対象空家が15戸であり、内訳は入居手続中5戸、募集中3戸、募集準備中7戸となっておりますが、退去、入居等により、空家戸数は随時変動いたします。</p> <p>市営住宅（公営住宅・改良住宅）は、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、市民の皆様が公平に入居の機会を得られるよう、原則として公募（抽選）により入居者を決定することと規定されており、本市では、例年2月・7月の定期募集、5月の福祉目的募集、11月の親子近居等募集、9月・4月の11回落選実績保有者向け募集を実施しています。</p> <p>なお、空家から新規入居までの期間の基準は定めておらず、公募可能な空家を順次公募しております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当 電話：06-6208-9264

番号	7 . 中央区独自項目
項目	<u>生理用品を学校をはじめ公共の施設においてください。</u>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立の小中学校においては、児童生徒が生理用品を必要としたとき、児童生徒の申し出に応じ、保健室等において対面で提供するという指導を行っております。</p> <p>しかしながら、保健室等の教員が不在のため申し出ることが出来ない場合や、何らかの理由で申し出が難しい場合等が考えられるため、児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、従来の指導を踏まえたうえで、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境の整備を進めているところです。</p> <p>(下線部のみ回答)</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7 . 中央区独自項目
項目	<u>生理用品を学校をはじめ公共の施設においてください。</u>
<p>(回答)</p> <p>中央区役所合同庁舎においては、くらしサポート中央 (自立相談支援窓口) に相談に来られた方で、希望される方に生理用品を提供しております。</p> <p>(下線部のみ回答)</p>	
担当	中央区役所 保健福祉課 (保健福祉) 電話 : 06-6267-9199

番号	7. 中央区独自項目
項目	防災に関わって、避難場所対応充実が求められている今日の状況からも早急に対応してください。ジェンダー問題、SDGsの点からも位置づけてください。

(回答)

避難所については、地域自主防災組織での開設運営訓練を行っていただいている中で、避難者の各様態等によって区分け(救護所、高齢者、乳幼児、福祉、病人、更衣室など)によるレイアウトを考えていただき、施設管理者と相談しながら配置を行っています。

現在各避難所の装備品は以下のとおりとなっています。(令和4年11月現在)

市配備品

物資名称	数量	物資名称	数量
非常用水	1,800本	エマージェンシーブランケット	50枚
給水袋	100枚	懐中電灯	10個
食糧品(アルファ米・粥)	アルファ米100食 粥 100食	簡易トイレ (消耗品セット)	8組
食糧品(ビスケット)	150食	簡易トイレ(本体)	4基
毛布	300枚	幼児用紙おむつ	52枚
防水シート	120枚	エアーマット	12枚
特設公衆電話用電話機 (市立学校園のみ)	3台	プライベートルーム用テント (市立学校園のみ)	1台
ポータブルラジオ	10台		

中央区配備物資（独自配備）

物資名称	数 量	物資名称	数 量
ガス式発電機	2 台	簡易トイレ（消耗品セット）	1 組
LED 投光機	1 脚	トイレ用テント	6 張
コードリール(30m)	1 台	災害対策用簡易トイレ	1 箱
事務用品	1 組	多目的トイレワイド用テント	1 張
ボルトクリッパー	2 本	トイレ用てすり	1 個
太陽光充電式折りたたみ LED ランタン	12 個	乾電池	単 1 電池 40 本 単 3 電池 30 本
簡易トイレ（本体）	6 基	拡声器	2 個
台車	1 台	工具セット	1 組
標識（立入禁止）テープ	5 本	防災マルチライト（誘導灯）	1 本
携帯スロープ（順次配備中）	1 台	台車	1 台

（感染症対策物資）

物資名称	数 量	物資名称	数 量
非接触型体温計	2 個	靴裏消毒用マットセット	1 組
クリップ付きペンシル	1,000 本	靴裏吸水マット	2 枚
消毒用ペーパータオル	1,000 枚	ゴミ袋（ポリ袋）	100 枚
アルコール自動噴霧器（手用）	1 台	靴袋（レジ袋）	500 枚
消毒用噴霧用ボトル	5 個		

担当

中央区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6267-9713

番号	7 . 中央区独自項目
項目	<p>中央区の人口増大とともに、昼間人口が多く、災害時の緊急避難場所の収容数が不足していると思います。私立学校の校庭をはじめ施設や企業・事業所等のビル提供、避難場所の指定をすすめてください。また、現在の民間施設の避難場所指定の現状をお聞かせください。</p>
<p>(回答)</p> <p>民間施設で避難所になっていただいているのは、以下のとおりです。</p> <p>災害時避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相愛中学校・同高校(兼ねる) ・愛日会館(兼ねる) ・河原会館 <p>災害時避難所・一時避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北御堂(兼ねる) ・南御堂(兼ねる) <p>水害時避難ビル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南船場心齋橋ビル ・ライフ堺筋本町店 ・ライフセントラルスクエア森ノ宮店 <p>今後も、地域と相談をしながら、収容能力があると思われる施設の所有者等に依頼を行っていきます。</p>	
担当	中央区役所 市民協働課(市民協働) 電話: 06-6267 9713

番号	7 . 中央区独自項目
項目	住民が区政・市政に関心をもち、地域住民の市区政に理解・協力を強めるためにも住民参加が求められます。そのために「中央区区政会議」の一般公募数を増やしてください。
<p>(回答)</p> <p>区政会議は、委員の意見の多様性を確保するため、また、限られた会議時間の中でも委員による意見交換等を十分に行うことができるよう、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第4条第2項及び区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき、中央区区政会議運営要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項において委員の構成を定めています。</p> <p>中央区においては、中央区の特性に合わせた様々な分野で活動されている地域団体からの推薦委員12名、学識経験を有する者等区長推薦委員3名、そして、多様なご意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を確保するため公募委員5名で構成されています。</p> <p>今年度からは、新たな試みとして分野ごとに分かれて意見交換をする時間を設けており、区政会議委員からは、「意見が言いやすく、またすべての参加者の意見を聞きやすい」との評価を頂いているところです。</p> <p>公募委員の人数については、当面の間は現在のみとし、今後に向けては、意見交換の時間や人数設定など区政会議委員の御意見もお伺いしながら、全体の委員バランスを考慮し、見極めていきます。</p> <p>今後とも区民の皆さまの多様な意見が適切に反映されるよう努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 総務課(総合企画) 電話:06-6267-9683

番号	7 . 中央区独自項目、質問		
項目	DV や虐待の件数		
<p>(回答)</p> <p>DV 及び虐待に関する相談件数は次のとおりです。</p>			
DV 相談件数			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	58 件	60 件	62 件
養護相談 (児童虐待) 件数			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	170 件	156 件	160 件
担当	中央区役所 保健福祉課 (子育て支援・保育) 電話 : 06-6267-9885		

番号	7 . 中央区独自項目、質問
項目	中央区における小学校統廃合の計画について（地域住民の要望と大阪市の対応）
<p>（回答）</p> <p>大阪市教育委員会では、平成 29 年 3 月に第 2 次改訂を行った「教育振興基本計画」について、令和 2 年 3 月に中間見直しを行いました。学校配置の適正化は、この計画で定める「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき事項のひとつとして挙げられています。</p> <p>近年の大阪市立小学校の児童数は、昭和 57 年度と比較すると約半分以下に減少していますが、学校数はほぼ変わっていません。</p> <p>このことから、児童数の減少による小学校の小規模化（11 学級以下であること）が進んでいるといえます。</p> <p>現在、大阪市の児童数は、減少傾向となっており、児童の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るうえで、学校配置の適正化を図ることが大きな課題となっています。</p> <p>学校規模の適正化を考える上で、第一に学校の果たす役割として、義務教育段階の学校は、子どもの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。</p> <p>このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、子どもたちが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。</p> <p>そうした教育を行うためには、一定規模の集団が確保されていることや、経験年数等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが重要となります。</p> <p>このため大阪市では、子どもの教育環境の改善を目的とし、学校配置の適正化の取り組みを公平かつ持続的に運用していくため、大阪市立学校活性化条例（以下、「条例」と表記）が令和 2 年 4 月に改正施行されました。</p>	

「条例」では、

第 16 条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない等について明記されています。

これまでに、教育委員会でとりまとめられた学校配置の適正化（統合）を経験した関係者の声は次のようなものです。

（児童）

- ・新しい友達ができるのか不安だ。
新しい友達ができ、学校がにぎやかになった。
- ・クラスの数や学年の人数が増えることが不安だ。
遊ぶ仲間が増えた。
遠足や運動会など、人数が増えて楽しくなった。
たくさんの先生と話ができるので良かった。

（保護者）

- ・学校の様子が変わることが心配だ。
子どもは 1 カ月で統合後の学校生活に慣れた。
- ・新しい友達関係が心配だ。
友達が増えて、クラスのことを言うようになった。
- ・クラスの数や学年の人数が増えることが不安だ。
女子が少なかったので、いっぱい輪が広がった。

（教職員）

- ・児童の交友関係が広がり、お互いの違いを認め合う感性が養われているように感じる。
- ・行動範囲が広がり、多様な友達と関わり、より楽しそうにしている。
- ・教職員数が増え、児童に複数の指導者で教育する体制が整備された。
- ・教職員数が増え、お互いに助け合い、学び合い、高め合う機会が増えた。

また、教育委員会事務局学事課において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」に基づく学級編制基準により作成した、毎年 5 月 1 日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案した児童数・学級数の推計により、適正配置対象校を区分し、区担当教育次長に報告することとなっています。

【適正配置対象校の区分】

複式学級を有する小学校

の小学校を除き、児童数が 120 名を下回り、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みがない小学校

現在児童数が 120 名以上の状況であるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校

～ の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級

であることが見込まれる小学校

現在 7 学級以上 11 学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる

小学校

現在 11 学級以下であり、今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

教育委員会からの通知では、中央区においては高津小学校と南小学校が対象校とされています。

中央区役所といたしましては、これまでの中央区における経緯を踏まえ、児童数の推移を慎重に見極めつつ、引き続き学校現場とも連携しながら、よりよい教育環境づくりにむけて、教育委員会や関係先に働きかけてまいります。

担当	中央区役所 市民協働課（市民活動支援・教育） 電話：06-6267-9837
----	--

番号	7 . 中央区独自項目、質問
項目	旧市立南高校の跡地利用計画について（地域住民の要望と大阪市の対応）
<p>（回答）</p> <p>平成 29 年度より児童が急増している地域において、児童等の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため、市長をトップに、教育長や教育委員、現職校長といった教育の専門家及び区長、関係市長部局も参画した、「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」（以下、「急増 PT」）を立ち上げ、全庁的に検討を行い、個々の状況に応じた抜本的な対策の検討をしてまいりました。</p> <p>もと南高校の跡地につきましては、急増 PT において、今後過大規模化等が懸念される「中央小学校」及び「開平小学校」の対応方針として過大規模化の速やかな解消と学校適正規模での運営を可能とするため、分校等の設置を検討していくとなっていることから、当該校の今後の学級数の推移を見ながら必要に応じ、具体的な活用方法について検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092